

島根県公文書センターの概要

所在地	島根県松江市殿町1番地（第3分庁舎(旧博物館)）
電話	0852-22-6889
F A X	0852-22-6140
E - m a i l	kobunsho@pref.shimane.lg.jp

- 設置根拠： 島根県公文書等の管理に関する条例(第4条)
- 目的： 歴史資料として重要な県の公文書その他記録を保存し、県民の利用に供する。
- 施設：〔旧博物館・旧館〕： RC2F1,312㎡
【1F】.....受付・閲覧スペース、書架(行政資料)、事務室
【2F】.....書架(統計資料)
〔旧博物館・収蔵庫〕： RC3F977㎡
【1F】.....行政・統計資料書庫
【2・3F】...特定歴史公文書書庫
- 所蔵文書
 - 利用可能な公文書等 32,989冊
 - 【群0】.....明治期から昭和33年に作成された公文書群 2,542冊
 - 【群1】.....明治期から昭和初期に作成された公文書群 2,252冊
 - 【群2】.....主に昭和初期から昭和20年代後半に作成された公文書群 3,285冊
 - 【群3】.....明治期から昭和50年に議会事務局で作成された公文書群 475冊
 - 【群8】.....昭和24年度から昭和61年度までに労働委員会事務局で作成された公文書群 110冊
 - 【群9】.....昭和23年度から昭和54年度までに教育委員会で作成された公文書群 241冊
 - 【群10】.....昭和27年度から平成21年度までに営繕課で作成された公文書群 1,868冊
 - 【群11】.....平成10年度～平成22年度末までに保存期間が満了した公文書群 7,000冊
 - 【群12-24】.....平成23年度末から令和5年度末までに保存期間が満了した公文書群 15,049冊
 - 【例規】.....昭和20年までの島根県布告、布達、県令、県報等 167冊
 - センターで保存することとなる公文書については、順次目録を作成しています
- 職員配置： 正規職員8名(総務課兼務)・会計年度任用職員4名、合計12名
- 利用方法
 - 利用時間： 8:30-12:00 及び 13:00-17:15
 - 休館日： 土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12/29-1/3)
 - 利用手続： 利用請求書の事前提出が必要です。
 - 文書の保存状態によっては、閲覧ができない場合があります。
 - 個人情報等非公開情報が含まれている場合は利用できないこともあります。
- その他
第3分庁舎には、情報公開等を担当する総務課情報公開室、行政・統計資料(約7万冊)を閲覧及び貸出等できる県政情報センターも併設しており、公文書の利用に関するポータルサイトの役割を担います。